死刑廃止をめざして

2018.2
第2号

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部ニュース

編集責任　日本弁護士連合会
死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部

●主な内容●

・2017年度「死刑廃止の実現を考える日」シンポジウム……３
・御案内シンポジウム「死刑制度の廃止を求めて～憲法と国連の活動の観点から～」……３
・加藤克佳教授講演会「我が国の再審法の問題点」……４
・上川法務大臣による死刑執行……４
・上川法務大臣に要請書を提出……４
・パンフレットを発行しました……４

2017年度「死刑廃止の実現を考える日」シンポジウム

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部事務局長代行　岩橋　英世（福岡県）

1　はじめに

２０１７年11月20日、日弁連主催による「死刑廃止の実現を考える日」のシンポジウムが開催されました。このシンポジウムは、２００８年から始まった「死刑を考える日」を前身とするもので、死刑廃止に向けての情報提供を目的に毎年開催し、今回で10回目となります。今回は、16の弁護士会とＴＶ中継を行い、日弁連会場においても１７０名ほどの御参加をいただきました。ありがとうございました。

このシンポジウムは毎年行う予定ですが、死刑廃止について検討をより深めていただくべく、会員の方は、ぜひ、本年３月５日に開催される京都におけるシンポジウムへの参加をお願い申し上げます。

2　第１部「死刑に関する国内外の情報」

中本和洋日弁連会長・実現本部本部長の開会挨拶の後、第１部「死刑に関する国内外の情報」について各担当から報告とスピーチが行われました。

（１）当職が行った「日弁連第59回人権擁護大会宣言の問題点」の基調報告では、次のとおり日本政府の問題点について指摘しました。

第１に国連に人権理事会が設立され、加盟国が相互に人権状況を審査する制度（ＵＰＲ「普遍的定期的審査」）が創設され実施されているところ、第２回目のＵＰＲにおいて、日本政府は、他の加盟国からの死刑廃止に向けた勧告に対し、「死刑制度については、国民の多数が極めて悪質、凶悪な犯罪について死刑はやむを得ないと考えており、特別に議論する場所を設けることは現在のところ考えていない。」と回答しています。しかし、日本政府が「国民の多数」と主張する根拠は、内閣府世論調査結果の「死刑もやむを得ない」（80・３％）にあると思われますが、この世論調査の有効回収数１８２６人の80・３％をもって、国民の多数が、特別に議論する場所を設けることも必要としないほどに死刑の存置と執行に賛成していると言えるのか、そもそも、世論と民主主義を混同させているという問題があることを指摘しました。第２に、日本が批准している国際人権自由権規約（Ｂ規約）第６条の解釈指針となる一般意見36において、日本を含む死刑存置国に対し、Ｂ規約第６条が死刑廃止に向けて批准国に努力義務を課していることが確認されていることを指摘し、日本政府が、国際社会に対し、国民世論を根拠に「特別に議論する場所を設けることは現在のところ考えていない。」と回答していることが議会制民主主義との関係で問題があること、そもそも、国際社会及び国連が死刑廃止を求める理由・理念が国内で十分に理解される必要があるということの問題提起を行いました。

（２）次に、欧州連合代表部フランチェスコ・フィニ駐日公使から「死刑廃止とリーダーの役割」についてのゲストスピーチがなされ、「人類は進歩を続けるものであり、その国の政治的リーダーはより良いと考えられる方向へと国民を導くことが要請される。死刑は、過去においては全ての国で実施されており、一部の国だけの伝統や文化ということはできない。人権という普遍的価値が共有化されるにつれて死刑は廃止される方向に進んでいる。」など、日本での死刑廃止に向けての議論が行われることを強く望んでいることのメッセージがありました。

（３）その後、袴田事件再審弁護団事務局長小川秀世会員（静岡県）から、特別報告「誤判冤罪～再審袴田事件の現在～」として、現在進行中の即時抗告審での鑑定についての問題点の報告がなされ、ジャーナリストの笠井千晶氏から、拘禁反応の影響が強く残っている袴田巌氏の近況の映像を通じて、死刑判決が具体的な生身の人間に及ぼす問題点の報告がなされました。

（４）第１部の最後としてノルウェー王国のアーリン・リーメスタ駐日大使から、「ノルウェーの選択」との標題でゲストスピーチを受けました。「ノルウェーもかつては死刑があったが、人々の慈悲と寛容を求める声から、１９４８年の死刑執行を最後に、死刑は廃止され、憲法にも明記されている。２０１１年、ノルウェー国内で多くの子供を含む大量殺人事件が起きたが、国民の大部分は死刑を求めなかった。ノルウェーでは終身刑はないものの社会に戻すことが困難な者を長期間拘禁できる。また、犯罪被害者・遺族へのサポートが充実しており、死刑を廃止することの社会的な理解を得やすい環境にある。」など、日本での死刑廃止に向け有用なヒントとなるメッセージがありました。

3　第２部「トークセッション」

第２部では、前衆議院議員の漆原良夫会員（東京）、元法務大臣の杉浦正健会員（第一東京・当本部顧問）と平岡秀夫会員（第一東京・当本部顧問）をスピーカーとして、「日本における死刑廃止に向けての政治家の役割」について意見交換がなされました。

（１）第１のテーマの「死刑廃止への取組など」では、漆原会員からは、「平成８年に超党派の死刑廃止議連において死刑と無期懲役との間に終身刑（重無期刑）を導入する運動を起こしたり、最近では、刑罰制度全体の改革の中で死刑廃止を考える勉強会を実施したりしたものの、その後の展開が見られない。」との国会での現状について発言がなされました。杉浦会員からは、法務大臣在任中、ＥＵ代表部からの訪問を受け、その時に、死刑廃止がＥＵ加盟条件となっていることを知ったこと、日本はＥＵと価値観を共有できているのかという疑問を感じていること、またアジア諸国と接して、日本が再び軍備化するのではないかと不安を持たれていること、その不安を払拭するためには死刑を廃止すべきではないか、との発言がなされました。平岡会員からは、「法務大臣在任中、二人の執行について検討したものの、この二人は、ＥＵであれば死刑にならず、日本だから死刑になるというのは、人権の普遍性から説明ができないのではないか。そのため、第10回法務省勉強会をマスコミフルオープンで行ったが全く報道されず、国民に死刑に関する情報が流されていないことが大きな問題である。」との発言がなされました。

（２）第２のテーマ「国会での議論」について、漆原会員からは、「死刑問題を取り上げると、直ちに被害者のことを考えているのかという批判がなされ、リスクが大きい。しかし、誤判冤罪は必ず起こる事であり、この誤判冤罪の危険について国会で議論を行うことはできるのではないか。」との意見がありました。杉浦会員からは、「死刑について考えていない議員は多いはず。人権の問題であり、ＥＵの考え方を知るにつれ、死刑問題に関心を持つ議員が増えるのではないか。」との意見が出され、平岡会員からも、「死刑廃止に否定的な有権者の声もあるが、死刑問題をタブー視しない政治家も実際には少なからずいるのであり、死刑に関する情報を共有し、死刑廃止運動の中核となるグループを作ることができるのではないか。」との意見が出されました。

4　おわりに

短い時間のシンポジウムではありましたが、内容は濃厚であり、示唆に富む意見や報告が行われました。これを機会に、なぜ国際社会・国連が死刑の廃止を求めているかを考えていただければと思います。

トークセッションの様子

御案内　シンポジウム「死刑制度の廃止を求めて～憲法と国連の活動の観点から～」

以下のとおり2020年にコングレスが開催される京都でのシンポジウムを企画しました。奮って御参加ください。

日時　**2018年3月5日（月）13:00 ～ 17:00**（開場12:40）

場所　**龍谷大学 響都ホール 校友会館**（京都市南区東九条西山王町31アバンティ9階）
JR京都駅八条東口より徒歩約1分

内容（予定）

入場無料・事前申込不要

基調講演「憲法と死刑」　木村草太首都大学東京教授
DVD上映「絞首刑を考える」　大阪弁護士会作成
基調報告「国連の理念」　菊田幸一明治大学名誉教授（実現本部委員）
トークセッション「思考の転換（パラダイムシフト）」
コーディネーター：海渡雄一実現本部副本部長
スピーカー　：木村草太首都大学東京教授
：森達也氏　（映画監督、作家、ジャーナリスト）
：大山寛人氏（被害者遺族）
：梶田真章氏（法然院貫主）
ゲストスピーチ　漆原良夫前衆議院議員ほか現職国会議員若干名
※内容・登壇者は、変更する場合があります。

主催：日本弁護士連合会　問い合わせ先：日弁連法制第二課 TEL 03-3580-9985

加藤克佳教授講演会「我が国の再審法の問題点」

死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部副本部長　小林　修（愛知県）

1　開催の趣旨

２０１７年12月25日、弁護士会館１７０１会議室において、専修大学大学院法務研究科の加藤克佳教授による会員向けの講演会「我が国の再審法の問題点」が開催されました。

２０１６年10月の福井市にて開催された第59回人権擁護大会における「死刑制度の廃止を含む刑罰制度全体の改革を求める宣言」に基づいて設置された当本部の目的に「死刑に直面する者の刑事弁護実務の在り方についての検討」と「死刑確定者の処遇の改善に向けた活動」があります。この目的に関わるものに、我が国の刑事再審法の問題点の改善があります。

福井宣言のきっかけとなったのは、２０１４年３月、静岡地裁での、袴田事件再審開始決定、死刑執行停止決定、拘置停止決定でした。これは、死刑誤判の現実的危険が存在することを示すものとして、死刑廃止について、市民の関心を広げました。しかし、検察官が即時抗告し、４年近く経過した今も、東京高裁で審理が続いています。

こうした我が国の刑事再審法の問題点を改善するために、諸外国の刑事再審法と比較して問題提起するための講演会を開催しました。講師の加藤教授は、主にドイツ刑事法の研究者で、死刑問題について、日弁連でドイツ調査を実施した際に、通訳を務めていただいたこともあります。

講演を行う加藤教授

2　はじめに

はじめに、加藤教授は、我が国の刑事再審法制が不活発であり、その背景に、再審法規定が不十分であることを指摘しました。

日本国憲法39条により不利益再審が禁止され（刑訴法435条）、我が国の刑事再審法制は、誤判救済に特化しました。しかし、裁判所における確定有罪判決の不当な尊重があり、刑事再審は、「最後のセーフティーネット」たり得ていません。その背景に、再審法規定の不十分さがあり、手続規定については皆無に等しい、と言えます。

これに対して、ドイツ法では、①予備審査、②本審査、③再審公判という３段階になっていますが、その中では③再審公判に重点が置かれ、再審開始は緩やかな要件で行われています。なお、ドイツ法では、再審が真実探求の手段とされており、不利益再審も残されていますが、旧証拠の不利益再評価が禁止され、不利益再審は機能していない、とのことでした。

3　再審要件について

再審要件について、加藤教授は以下の指摘をしました。

⑴　刑訴法４３５条６号の明白性・新規性の解釈と運用で、孤立評価説と心証引継説が克服されてきたと言われていますが、そうでない決定も出されています。実務では、二段階説が台頭し、定着しつつあり、新証拠の明白性が強く求められる傾向にあります。

これに対して、ドイツ法では、予備審査から本審査への過程は、いわゆる振り分けと位置付けられており、かなり緩い要件となっています。我が国でも、旧証拠の全面的再評価、新旧証拠の総合評価、利益原則が実現できるように、立法での明確化が必要です。

そのほかに、適正手続違反を再審理由とする立法も必要です。英米法では、事実誤認は再審理由となっていませんが、適正手続違反を理由として誤判の救済がなされています。我が国でも、刑訴法４３５条６号は無罪等を認めるべき明らかな新証拠を発見したことを再審理由とするノヴァ型の規定ですが、同条１号や２号は適正手続違反を再審理由とするファルサ型の規定ですから、違法捜査そのものを再審理由とする立法は可能です。

⑵　我が国では、「同一の理由」では再審請求が許されません（刑訴法４４７条２項、４４３条２項）。これも、再度の再審請求を困難にしています。旧証拠も総合評価に加えることができることを明確化する立法が必要です。

⑶　量刑事実の誤認も再審理由となるように立法すべきです。これは、死刑確定事件の再審には極めて重要な立法事項です。例えば、死刑事件においては、計画性の有無、心神耗弱の有無など、死刑か否かの分水嶺となり得る量刑事実です。しかし、実務では再審理由とはなりません。心神耗弱は、必要的減刑事由ですから（刑法39条２項）、改善すべきです。

4　再審手続について

再審手続について、加藤教授は以下の指摘をしました。

⑴　再審請求権者の拡大を図るべきです。例えば、本人の意思に反しない限り、検事総長や日弁連会長など、公的な立場で再審請求できるような立法も必要です。

⑵　刑事再審における国選弁護人選任権を認める立法をすべきです。ドイツ法では、再審請求のみならず再審準備の段階から公選弁護人選任権を保障しています。（アメリカでも、死刑事件については、スーパーデュープロセスとして再審段階に公選弁護人が保障されています。）

⑶　管轄裁判所についても選択できるように法改正すべきです。我が国では、再審に抵抗する可能性が高いと思われる、確定判決を言い渡した裁判所にしか再審請求ができません。これに対して、ドイツ法では、同一事物管轄のある他の裁判所に再審請求することができます。

⑷　再審請求手続を当事者主義化する必要があります。現行の職権主義の請求手続では、事実調べは裁判官のやる気次第による不安定な運用になっています。三者協議の義務化や審理の公開など、法改正が必要です。

⑸　証拠開示については、これを全面的に認める法改正が必要です。袴田事件を始めとして、多くの再審開始決定を見れば、証拠開示の有用性は明らかです。近時、裁判員裁判の公判前整理手続での当事者主義的な証拠開示手続が実現しました。ただ、再審では実現していません。

しかし、職権主義のドイツでは、捜査段階を含めた全証拠が裁判所の手元にあるのですから、これを閲覧・観察することにより、全面的な証拠開示が保障されています。我が国でも法改正は可能です。

⑹　そのほか、再審開始決定に対する検察官上訴の禁止、弁護側上訴の期間延長、再審請求による死刑の執行と拘置の停止、再審請求における訴因変更の禁止等、多くの改善点が示されました。

5　おわりに

おわりに、加藤教授は、誤判救済に特化した刑事再審法の趣旨に即した法改正が必要であることを力説されました。

日弁連は、１９９０年３月に刑事再審法の改正意見書を発表しました。最高裁の白鳥・財田川決定と死刑４事件の再審無罪を踏まえたもので、現在でも有用なものです。しかし、加藤教授の指摘を得て、その後の28年間の実務と法改正と世界的な誤判救済の進展を鑑みるとき、さらなる法改正の検討の必要性を考えさせられました。

上川法務大臣による死刑執行

2017年12月19日、東京拘置所において2名に対して死刑が執行されました。2017年8月の就任以降、上川法務大臣による初めての死刑執行であり、極めて遺憾な事態です。

日弁連は、執行当日、直ちに「死刑執行に強く抗議し、改めて死刑執行を停止し、2020年までに死刑制度の廃止を目指すべきであることを求める会長声明」を発表し、法務大臣及び内閣総理大臣宛て提出しました。会長声明は、日弁連のホームページにて御覧いただけます。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2017/171219.html

また、各地の弁護士会も会長声明を発表しています。

上川法務大臣に要請書を提出

日弁連は、法務大臣の交代があった際に新任の法務大臣宛てに要請書を提出しており、2017年8月に就任した上川法務大臣に対して、2017年11月29日に「日本において国連犯罪防止刑事司法会議が開催される2020年までに死刑制度の廃止を求める要請書」を取りまとめ、提出しました。

要請書は、日弁連のホームページにて御覧いただけます。

https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/opinion/year/2017/171129.html

パンフレットを発行しました

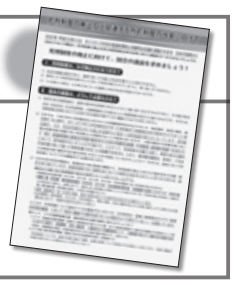

日弁連は、パンフレット「死刑制度の廃止及び関連する刑罰制度の改革に向けて」を発行しました。

お問い合わせは、日弁連法制第二課（TEL03-3580-9985）まで。